



2023年10月20日

各 位

会 社 名 D e l t a - F l y P h a r m a 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江 島 清  
(コード：4598 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理部門担当 黒 滝 健 一  
(TEL：03-6231-1278)

### 第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権 の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2023年10月20日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。また、本新株式の発行に伴い、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

#### I. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

##### 1. 募集の概要

<本新株式>

(1) 払込期日	2023年11月10日
(2) 発行新株式数	発行新株式数は、5億円を下記「(3) 発行価額」欄の記載に従って算出される金額（以下「株式発行価額」といいます。）で除した数（100株未満切上げ）の株式数とします。但し、当該株式数が555,000株を上回る場合、発行新株式数は555,000株とします。 なお、2023年10月20日（以下「発行決議日」といいます。）の直前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。）である813円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を発行価額と仮定した場合、発行される新株式数は555,000株となります。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。
(3) 発行価額	発行価額は、本新株式及び本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2023年10月24日から2023年10月26日の間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。 但し、当該金額が発行決議日の直前取引日終値の90%を下回る場合には、発行価額は、発行決議日の直前取引日終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。
(4) 資金調達額	株式発行価額に上記「(2) 発行新株式数」欄記載の発行新株式数を乗じた金額となります。 なお、発行決議日の直前取引日の取引所終値である813円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を発行価額

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	と仮定した場合、調達資金の額は411,040,000円となります。 (注)
(5) 資本組入額の総額	上記「(2) 発行新株式数」欄記載の発行新株式数に株式発行価額を乗じて算出される金額を2で除した金額(1円未満端数切上げ)となります。
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	日本ケミファ株式会社(以下「日本ケミファ」又は「株式割当予定先」といいます。)に対して第三者割当の方法により割り当てます。
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 資金調達の額は、本新株式の発行価額の総額から、本新株式の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

<本新株予約権>

(1) 割 当 日	2023年11月10日
(2) 新株予約権の総数	10,800個
(3) 発 行 価 額	総額2,376,000円(本新株予約権1個当たり220円) 但し、条件決定日において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「5. 発行条件等の合理性(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容②本新株予約権」をご参照ください。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、本新株予約権1個当たりの発行価額に、本新株予約権の総数10,800個を乗じた金額となります。
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,080,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は407円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、1,080,000株です。
(5) 資金調達の額	809,136,000円(差引手取概算額:799,436,000円)(注) (内訳) 新株予約権発行による調達額:2,376,000円 新株予約権行使による調達額:806,760,000円
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、747円とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下「修正日」といいます。)以降、各修正日の前取引日(但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日)をいいます。)又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。)の取引所における当社普通株式の取引所終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とします。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 行使期間	2023年11月13日から2025年11月12日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「新株予約権割当予定先」といいます。）に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(9) その他	当社は、新株予約権割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。 本買取契約においては、新株予約権割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、新株予約権割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(9,700,000円)を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日の取引所終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。また、行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

この度の第三者割当増資に際し、当社は株式割当予定先と新株予約権割当予定先それぞれと個別に協議を行っており、株式割当予定先と新株予約権割当予定先はそれぞれ独立した投資判断に基づき第三者割当増資への参加を決定しております。なお、株式割当予定先と新株予約権割当予定先の間には資本関係、人的関係、取引関係を含み一切の関係はなく、相互に関連当事者には該当いたしません。

※ 本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式のように、株式を第三者割当の方法により発行する場合、通常、一回の発行決議により条件を決定します。

しかし、今般の発行においては、同時に本新株予約権が決議・公表され、かかる公表により、大きな希薄化がアナウンスされる一方、当社が取引関係を有する株式割当予定先からの一定の運営資金の確保もアナウンスされるため、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。かかる場合に、一回の発行決議により発行決議日以前の株価を参照して条件を決定した場合、上記公表による株価への影響は考慮されないこととなります。このような状況を考慮し、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮に上記公表によって株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における本新株式の実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、かかる公表による株価の上昇を一定程度反映した上で本新株式の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。そこで、本日一回目の本新株式の発行決議を行った上で、株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定めることとし、当該条件決定日までの間の株価の値動きを考慮し、条件決定日における二回目の発行決議により本新株式の発行条件を最終的に決定しようとするものであります。

具体的には、通常の株式の第三者割当における条件決定の方法を踏まえつつも、上記のとおり株価への影響も考慮するために、本新株式の発行価額は、当社普通株式1株当たり、条件決定日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額とします。但し、当該金額が発行決議日

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の直前取引日の取引所終値の90%を下回る場合、本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%に相当する金額とします。

なお、上記のとおり大きな希薄化によるアナウンスメント効果と当社の一定の運営資金確保にかかるアナウンスメント効果に鑑み、その影響が大きいものと見込んでいることから、これらが株価へ適切に織り込まれるためには、上記一定期間として1取引日から3取引日空けることが適切であると判断しております。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式と同様、本新株予約権についても、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、同時に本新株式の発行が決議・公表され、今後の株価変動を予測することが困難です。本新株式に係る条件決定とは少し事情が異なりますが、本新株予約権についても、その払込金額については、発行決議日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の発行価額について、通常の場合と比べて、当社にとって不利益な点はありません。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的

当社は、「がん」だけを見ることなく、「がん患者」の全体を診ることにより、安心して家族のがん患者に勧められる治療法を提供すること」を企業理念としております。この企業理念の実現のため、当社は、独自の「モジュール創薬」に基づく、抗がん剤の研究開発を行います。モジュール創薬は、既存の抗がん剤等を「モジュール」（構成単位）として利用し、創意工夫（用法用量・結合様式等）を加えて「アセンブリ」（組み立て）することで臨床上的有効性と安全性のバランスを向上させた新規抗がん剤を創製する方法です。当社は、「モジュール創薬」に基づき創製した新規抗がん剤の製造販売承認により、がん患者のQOL（Quality Of Life）向上に寄与することを目指しております。当社は、中長期的に新規抗がん剤の研究開発を着実に推進すると共に、提携パートナーを開拓してライセンス契約を締結し、承認を取得して製品販売による安定的な収益源を確保して参ります。

当社の開発パイプラインは、DFP-10917、DFP-14927及びDFP-17729が臨床試験段階にあり、また、DFP-14323、DFP-11207及びDFP-10825も次臨床試験に向けた準備を進めております。日本国内や米国、欧州及びアジア等の各地域での提携パートナーとライセンス契約を締結し、それぞれの地域において承認を取得していく予定です。新型コロナウイルス感染症により、日本、米国で進行及び計画中の臨床試験に影響が及んでおりました。

現在、当社の主要パイプラインであるDFP-10917は、米国において臨床第3相試験の中間解析を進めています。試験開始後に新型コロナウイルス感染拡大による医療逼迫の影響を受け、治験実施のための人員欠如や支援不足が生じ、がん患者側の感染回避に伴う受診拒否などの行動が加わり、症例の登録や管理に支障をきたす状況となっておりますが、治験施設の拡大や新型コロナウイルス感染の終息に向かうなど、中間解析の150症例の確保を2023年5月に終え、データの集計作業と解析を進めております。そのため、製造販売の予定を2024年3月期から2025年3月期に変更したことで、治験研究費及び製造販売承認申請に向けた関連費用等について、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の調達額充当残高は185百万円となっており、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

当社のパイプラインであるDFP-17729は、日本において臨床第1／2相試験を実施しており、次臨床試験へ向けた準備を進めております。第4回新株予約権の調達充当予定額350百万円は、現状において全て充当いたしました。そのため、2023年11月から2025年3月期までの次治験研究費として、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

当社のパイプラインであるDFP-11207は、米国において臨床第1相試験を完了しており、次臨床試験へ向けた準備を進めております。2018年10月の上場時調達充当予定額250百万円は、現状において全て充当いたしました。そのため、2024年4月から2028年3月期までの次治験研究費として、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

当社のパイプラインであるDFP-14927は、米国において臨床第1相試験を実施しており、次臨床試験へ向けた準備を進めております。2018年10月の上場時調達充当予定額632百万円は、現状

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

において全て充当いたしました。そのため、2023年11月から2025年3月期までの次治験研究費として、現状の資金状況を鑑み追加の資金確保が必要と判断しました。

創薬ベンチャーである当社にとっては、保有しているパイプラインの研究開発を並行して行うために、研究開発体制の強化と研究開発資金の調達が必要と判断しております。また、規模の拡大に伴い、内部管理体制の強化を図るなど、人員の採用、知財関連の管理強化を進める方針です。従いまして、当社は、日本の提携先に留まらず、グローバルの製薬会社等とのライセンス契約締結による契約一時金及びマイルストーンによる収入とともに、必要に応じて、投資家からの資金調達を行いながら、研究開発等を推進していく方針です。一方、医薬品の開発期間は基礎研究から上市まで通常10年以上の長期間に及ぶものでもあり、収益に先行して研究開発費が発生している等により、6年連続で営業損失及び5年連続でマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。また、今期の事業収益については、ライセンス契約締結に向けマイルストーン対価等を目指してまいります。現段階では見込んでおりません。このような状況を踏まえ、財務の安定を確保しながらも研究開発を実現するために、機動的かつ既存株主の利益に配慮した形で新たな資金調達を行うことが必要と判断し、本新株式及び本新株予約権による資金調達を行うことを決定いたしました。確固たる経営基盤を確立し、事業収益獲得に向けた事業開発活動を推進し、自己資本の改善に向け取り組む方針であり、一層の企業価値向上を図り、ステークホルダーの皆様の利益の最大化に努めて参ります。

今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

なお、上場時及び前々回、前回のファイナンスにおける調達資金の具体的な使途及び支出予定時期の変更並びに未充当の額を表にしたものは以下のとおりです。変更部分には下線を付して表示しています。

<2018年10月 新規上場後、2022年11月17日変更時>

[変更前]

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費	1,644 <u>(90)</u>	2019年3月期～2022年11月
② DFP-11207 の臨床第2相、第3相試験の研究開発費	250 <u>(32)</u>	2019年3月期～2028年3月期
③ DFP-14927 の臨床第1相試験の研究開発費	632 <u>(53)</u>	2019年3月期～2023年6月
④ その他のパイプラインの前臨床、臨床第1相試験の研究開発費	824	2019年3月期～2022年3月期
⑤ 人件費及び経費	98	2019年3月期～2021年3月期
合計	3,448 <u>(175)</u>	

[変更後]

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費	1,644	2019年3月期～2022年11月
② DFP-11207 の臨床第2相、第3相試験の研究開発費	250	2019年3月期～2028年3月期
③ DFP-14927 の臨床第1相試験の研究開発費	632	2019年3月期～2023年6月
④ その他のパイプラインの前臨床、臨床第1相試験の研究開発費	824	2019年3月期～2022年3月期
⑤ 人件費及び経費	98	2019年3月期～2021年3月期
合計	3,448	

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(注) 上記、変更前の金額欄括弧書きの数値は2022年11月17日時点における未充当額となります。なお、変更後のとおり、現時点で新規上場時の調達金額は全て充当しております。

<2020年12月 第4回新株予約権発行後、2022年11月17日変更時>

[変更前] (2021年4月16日権利行使完了時の手取額)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-14323 の臨床第2相、第3相試験の研究開発費	591 (494)	2021年4月～2024年3月
② DFP-17729 の臨床第1相、第2相試験の研究開発費	350 (21)	2021年4月～2023年3月
③ 人件費及び経費	47	2021年4月～2022年3月
合計	988 (515)	

[変更後]

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-14323 の臨床第2相、第3相試験の研究開発費	591 (371)	2021年4月～2024年3月
② DFP-17729 の臨床第1相、第2相試験の研究開発費	350	2021年4月～2023年3月
③ 人件費及び経費	47	2021年4月～2022年3月
合計	988 (371)	

(注) 上記、変更前の金額欄括弧書きの数値は2022年11月17日時点における未充当額となります。変更後の金額欄括弧書きの数値は現時点における未充当額となります。

<2022年11月 第5回新株予約権 第6回新株予約権>

[変更前] (2022年11月17日発行決議日)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費	600	2022年12月～2024年3月
② DFP-14323 の臨床第3相試験の研究開発費	600	2023年4月～2025年9月
③ 開発体制・管理体制の強化(人件費)及び特許関連費用等(経費)	85	2022年12月～2024年3月
合計	1,285	

[変更後]

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費	600 (185)	2022年12月～2024年3月
② DFP-14323 の臨床第3相試験の研究開発費	600 (600)	2023年4月～2025年9月
③ 開発体制・管理体制の強化(人件費)及び特許関連費用等(経費)	110 (50)	2022年12月～2024年3月
合計	1,310 (835)	

(注) 1. 上記、変更後の金額は、第5回新株予約権の2023年2月15日権利行使完了時の手取額及び第6回新株予約権の一部権利行使額と未行使分の見込額で記載しております。  
2. 上記、変更後の金額欄括弧書きの数値は現時点における未充当額となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 当社は、2022年12月5日付で、第5回新株予約権及び第6回新株予約権並びに第1回無担保社債（私募債）を発行いたしました。第1回無担保社債（私募債）の内容は、「3（2）調達する資金の具体的な使途（注）4」をご参照ください。
4. 上記、変更後の具体的な使途②の金額が全額未充当となっておりますが、現在、独立行政法人医薬品医療機器総合機構との事前相談中であるため、DFP-14323の臨床第3相試験へ開始時より研究開発費に充当いたします。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## (2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(3) 本資金調達の特徴 <他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3) 本資金調達の特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、本新株式の発行と並行して、新株予約権割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

本資金調達の特徴として、本新株予約権の発行と同時に、株式割当予定先に対して本新株式を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により、資本調達を行う仕組みとなっております。本新株予約権の概要は以下のとおりです。

### <本新株予約権>

当社が新株予約権割当予定先に対して行使期間を2年間とする本新株予約権10,800個を発行し、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の内容は以下のとおりです。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は1,080,000株です。

本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、本買取契約の規定により、当社が不行使期間の指定を行うことができますので、当社の裁量により、新株予約権割当予定先に対して一定数量の範囲での行使を行わせないようにすることが可能となります(不行使期間の指定の詳細は、「(3) 本資金調達の特徴 <メリット>」④をご参照ください。)

本新株予約権の行使価額は、割当日以降、本新株予約権の行使期間の満了日(2025年11月12日)まで、各修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

## (3) 本資金調達の特徴

本資金調達(本新株式及び本新株予約権の発行の総称です。以下同じです。)は、当社が本新株式の発行により、当初の証券発行時点で一定の資金を調達できるとともに、本新株予約権に係る資金調達を組み合わせることで、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達を行うことができる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、各修正日の前取引日の取引所終値の92%に相当する金額に修正されます。但し、上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

本資金調達は以下のようなメリット及びデメリットがあります。

### <メリット>

#### ① 当初における一定の資金の調達

本新株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

#### ② 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される1,080,000株株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

#### ③ 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できま

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

す。

#### ④ 不行使期間

本買取契約において、不行使期間が定められる予定です。当社は、本新株予約権の行使期間中、新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とします。当社は新株予約権割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知をすることにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間（当該期間には、新株予約権割当予定先が保有する未行使の当社発行の第6回新株予約権に適用される不行使期間を含みます。第6回新株予約権に係る不行使期間の概要については2022年11月17日付の当社のプレスリリース「第三者割当てによる行使価額修正条項付第5回及び第6回新株予約権並びに無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。）の間は少なくとも5取引日空けることとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、新株予約権割当予定先に対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。なお、本新株予約権の発行要項第14項第(1)号又は第(2)号に基づく通知がなされた後取得日までの期間には、不行使期間を定めることはできません。不行使期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。当社が新株予約権割当予定先に対して不行使期間を定める通知又は不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

#### ⑤ 譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、新株予約権割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前の承認がない限り、新株予約権割当予定先から第三者へは譲渡されません。

#### ⑥ 市場売却制限

新株予約権割当予定先による当社株式の市場売却について、当社は、新株予約権割当予定先に対して、各暦週での取引所における当社株式の普通取引の取引高の25%を超える水準で、新株予約権割当予定先が、該当する暦週において取引所における普通取引で当社株式を売却しないよう請求することができます。これにより、新株予約権割当予定先の当社株式の市場売却による当社株価の過度な下落を抑制することができます。

<デメリット>

#### ① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

#### ② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

#### ③ 新株予約権割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

新株予約権割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、新株予約権割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

#### ④ 買取請求

本買取契約には、新株予約権割当予定先は、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

- (i) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が、発行決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額（407円）（但し、本新株予約権の発

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)を下回った場合

- (ii) いずれかの取引日において、その直前20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高が、発行決議日の直前取引日(なお、同日を含みます。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、本新株予約権の発行要項第6項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)の50%に相当する株数(92,642株)を下回った場合
- (iii) 取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合

新株予約権割当予定先により買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日(但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。新株予約権割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

#### ⑤ エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本買取契約締結日から、1)本新株予約権の行使期間の満了日、2)当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3)当社が新株予約権割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4)本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、新株予約権割当予定先の事前の書面による同意がない限り、原則として、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。詳細については、下記「6.割当予定先の選定理由等(6)ロックアップについて」をご参照ください。

#### ⑥ 希薄化

本新株式の発行と同時に希薄化が一度に生じ、本新株予約権の行使が進んだ場合、本新株予約権のみで最大1,080,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

#### <他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

#### ① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でない判断しました。

#### ② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

#### ③ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

#### ④ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフリング)

いわゆるライツ・オフリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、現在の当社の利益水準を考慮すると上場要件も満たさないことは明白なため、今回は具体的に検討しないことといたしました。

#### ⑤ 借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があります。当社の事業特性、財務状況及び本件資金用途を勘案し、資本金調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

以上の検討の結果、本新株式の発行に加え、新株予約権割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による、証券の発行時に一定の資金を調達しつつ、証券の発行後に段階的に資金を調達していく本件の資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1, 224, 276, 000	13, 800, 000	1, 210, 476, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額 (415, 140, 000円) に、本新株予約権の発行価額の総額 (2, 376, 000円) 及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (806, 760, 000円) を合算した金額であります。
2. 本新株式の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を本新株式の発行価額と仮定した場合の金額ですが、本新株式の最終的な発行価額は、条件決定日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%を下回る場合、本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。
3. 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における取引所終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使された場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、株式事務手数料等の合計額であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

当社は、①DFP-17729の臨床第1/2相試験及び次臨床試験の研究開発費、②DFP-11207の臨床第2相試験の研究開発費、③DFP-14927の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費、④DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用、⑤開発体制・管理体制の強化(人件費)及び特許関連費用等(経費)を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたし

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するたためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ました。本新株式及び本新株予約権発行による上記差引手取概算額1,210,476,000円の具体的な  
 使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-17729 の臨床第 1 / 2 相試験及 び次臨床試験の研究開発費	650	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
② DFP-11207 の臨床第 2 相試験の研究 開発費	180	2024 年 4 月～2028 年 3 月期
③ DFP-14927 の臨床第 1 相試験及び次 臨床試験の研究開発費	150	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
④ DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究 開発費及び承認申請関連費用	150	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
⑤ 開発体制・管理体制の強化（報 酬・人件費）及び特許関連費用等 （経費）	80	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
合計	1,210	—

(注) 1. 調達資金は①から⑤の順に優先的に充当する予定です。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しております  
 が、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① DFP-17729の臨床第1/2相試験及び次臨床試験の研究開発費について  
 DFP-17729は、正常細胞では細胞内と比べて細胞外でアルカリ性となってい  
 ますが、がん細胞の細胞外は酸性となっています。これは、がん細胞の増  
 殖により解糖系が亢進し、乳酸や水素イオンが産生され、それを積極的に  
 細胞外へ排出しているからです。DFP-17729は、がん細胞の細胞外をアルカ  
 リ化することにより、がんの増殖を抑えるのが特徴の薬剤です。  
 これまで医薬品として承認・販売されている尿アルカリ化剤を腫瘍の微小  
 環境改善剤として、固形がんの一つである末期の膵臓がんに対する新薬で  
 の臨床第1/2相試験を2020年7月から日本国内で開始しました。関東地  
 区の主要基幹病院6施設において臨床第2相部分の症例登録を完了してお  
 ります。また、2021年3月には日本ケミファと日本における独占的ライセ  
 ンス契約を締結し、現在、日本において臨床第1/2相試験を実施してお  
 り、次臨床試験へ向けた準備を進めております。そのため、2023年11月か  
 ら2025年3月期までの治験研究費に充当する方針です。

② DFP-11207の臨床第2相試験の研究開発費について  
 DFP-11207は、抗がん作用を有する5-フルオロウラシル(5-FU)を徐放・阻  
 害・失活させて薬物動態をコントロールする3つのモジュール化された活  
 性物質(モジュールⅠ、Ⅱ、Ⅲ)をアセンブリ(結合)した化合物であり、既  
 存の5-FU系抗がん剤と比較して、有効性と安全性のバランスを改善してい  
 ることが特徴です。それにより、がん患者の生存期間の延長やQOL  
 (Quality Of Life:生活の質)の改善に寄与することが期待されます。米国  
 において臨床第1相試験を完了しており、次臨床試験へ向けた準備を進め  
 ております。そのため、2024年4月から2028年3月期までの治験研究費に  
 充当する方針です。

③ DFP-14927の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費について  
 DFP-14927は、DFP-10917の高分子デリバリーに係る物質であり、がん組織  
 へ選択的に集まり、がん細胞内で効果的にDFP-10917を放出することを可能  
 としたことが特徴です。動物を用いた薬効試験では、膵がん等の固形がん

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するた  
 めのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでは  
 ありません。

に対して、1週間に1回だけの投与で、有効性と安全性が示されていることから、DFP-14927の固形がん患者への治療に貢献することが期待されます。米国において臨床第1相試験を実施しており、次臨床試験へ向けた準備を進めております。そのため、2023年11月から2025年3月期までの治験研究費に充当する方針です。

④ DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用について

DFP-10917は、今までの化学療法で用いられてきた投与を見直し（モジュールの改良）、低用量で長時間持続点滴投与することにより、従来使用されてきている核酸誘導体（シタラビンやゲムシタビンなど）とは異なる作用を引き起こし、既存の化学療法が無効な患者に対しても、薬効を期待できることが特徴です。それにより、標準療法が無効な難治性・再発の急性骨髄性白血病のがん患者に対しても、効果が期待できることが特徴です。現在、当社の主要パイプラインであるDFP-10917は、米国において臨床第3相試験の中間解析を進めています。試験開始後に新型コロナウイルス感染拡大による医療逼迫の影響を受け、治験実施のための人員欠如や支援不足が生じ、がん患者側の感染回避に伴う受診拒否などの行動が加わり、症例の登録や管理に支障をきたす状況となっておりましたが、治験施設の拡大や新型コロナウイルス感染の終息に向かうなど、中間解析の150症例の確保を2023年5月に終え、データの集計作業と解析を進めております。そのため、製造販売の予定を2024年3月期から2025年3月期に変更し、治験研究費及び製造販売承認申請に向けた関連費用等について、中間解析の集計作業や製造販売承認申請に向けた関連費用までを賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-10917の臨床第3相試験への追加投資を行うものです。

⑤ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費）及び特許関連費用等（経費）について

当社は、研究開発のマネジメント業務に特化し、委託会社を有効活用することにより、小規模な組織で効率的な運営を行っております。しかしながら、今後開発品の増加、進展が見込まれるため、現状の7名体制から1名増員し、開発体制の強化を図っていく方針であります。更に内部管理体制の強化を進めることで、経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることが重要と考えております。現状の5名体制から1～2名増員し、管理体制の強化を図っていく方針です。また、特許関連費用は毎年一定の費用が発生しており、現在、申請している国の特許が許諾された場合、追加で費用が必要となります。したがって、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、今後、事業拡大のための基盤とコーポレート・ガバナンスの強化へ向けた追加投資を行うものです。

2. 当社は本新株式及び本新株予約権により調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、別途、資金調達の検討、調達方法又は調達規模の調整等により対応する予定です。
4. 前回ファイナンスの調達状況及び充当状況

当社は、2022年12月5日付で、下記表のとおり、第三者割当による行使価額修正条項付第5回新株予約権及び第6回新株予約権並びに第1回無担保社債（私募債）を発行いたしました。

第三者割当増資による第5回新株予約権及び第6回新株予約権の発行

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

払 込 期 日	2022年12月5日
発行新株予約権数	13,000個 第5回新株予約権 9,500個 第6回新株予約権 3,500個
発 行 価 額	総額4,892,000円（第5回新株予約権1個当たり386円、第6回新株予約権1個当たり350円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,300,842,000円（差引手取概算額： 1,285,842,000円） （注） （内訳）新株予約権発行による調達額：4,892,000円 新株予約権行使による調達額：1,295,950,000円
行使価額及び行使価額の修正条件	第6回新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができます。 なお、当社は、現時点で、行使価額の修正条項の適用を行う予定はありません。
行 使 期 間	2022年12月6日から2024年12月5日まで
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	5,419,600株
当該募集による潜在株式数	1,300,000株（新株予約権1個につき100株） 第5回新株予約権 950,000株 第6回新株予約権 350,000株
現時点における行使状況	第5回新株予約権 950,000株 （残新株予約権数0個）  第6回新株予約権 175,000株 （残新株予約権数1,750個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,083百万円
変更後の資金使途	① 2022年12月～2024年3月までにDFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費（600百万円） ② 2023年4月～2025年9月までにDFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費（600百万円） ③ 2022年12月～2024年3月までに開発体制・管理体制の強化（人件費）及び特許関連費用等（経費）（110百万円）
現時点における充当状況	DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費（上記①）として、2022年12月より2023年7月時点で415百万円充当済みであります。 また、開発体制・管理体制の強化（人件費）及び特許関連費用等（上記③）は2022年12月より2023年7月時点で60百万円充当済みであります。 なお、残りの608百万円については、DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費（上記①）に、DFP-14323の臨床第3相試験へ開始時より研究開発費

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	(上記②)に、また、開発体制・管理体制(人件費)及び特許関連費用等(経費)については、随時、充當予定であります。
--	--

#### 第1回無担保社債(私募債)の発行

社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金10,000,000円
払込期日	2022年12月5日
償還期日	2024年12月4日
利率	年利0.0%(ゼロクーポン)
発行価額	額面100円につき金100円
償還価額	額面100円につき金100円
総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド
資金使途	上記第5回新株予約権及び第6回新株予約権と同じ
現時点における充當状況	上記第5回新株予約権及び第6回新株予約権と同じ
償還状況	第5回新株予約権の行使による払込代金により、2022年12月22日を償還日として、第1回無担保社債(私募債)は償還済みです。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」のとおり、本資金調達により調達する資金は、今後の当社の企業価値向上に資するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると判断しております。従って、本資金調達は、中長期的な当社の企業価値の向上により、既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

##### ① 本新株式

前記「1. 募集の概要 ※本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に本新株予約権の発行が決議・公表され、かかる公表により、大きな希薄化がアナウンスされる一方、当社が取引関係を有する株式割当予定先からの一定の運営資金の確保もアナウンスされるため、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本新株式1株当たりの払込金額を、条件決定日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額(但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%を下回る場合、発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%に相当する金額)とする予定です。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、条件決定日の直前取引日の取引所終値の92%を基準としているものの、発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより株式割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各株式割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断して

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

おります。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、仮に本新株式の払込金額が発行決議日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額である748円となった場合、かかる払込金額は、発行決議日の直前取引日（2023年10月19日）までの直前1か月間の取引所終値の単純平均値である857円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して12.71%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3か月間の取引所終値の単純平均値である918円に対して18.51%のディスカウント、同直前6か月間の取引所終値の単純平均値である961円に対して22.14%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社及び当社監査役による本株式の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本株式の発行価額を最終的に決定する際に行いますが（判断結果については別途開示いたします。）、当社は、本株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、上記の決定方法に基づき本新株式の払込金額を決定するという取締役の判断は適法である旨の意見を得ております。

## ②本新株予約権

前記「1. 募集の概要 ※本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に本新株式の発行が決議・公表され、かかる公表により、大きな希薄化がアナウンスされる一方、当社が取引関係を有する株式割当予定先からの一定の運営資金の確保もアナウンスされるため、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。また、当該算定機関は、評価基準日（2023年10月19日）における当社株式の株価（813円）、ボラティリティ（72.2%）、予想配当額（0円/株）、無リスク利率（0.1%）等を考慮し、当社及び本新株予約権割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要が発生している場合には当社による不行使期間の指定が行われず、本新株予約権割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。）を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、新株予約権割当予定先との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金220円としました。なお、本新株予約権の行使価額は、当初、2023年10月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する額である747円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、新株予約権割当予定先との間での協議を経て8%としました。

なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが（判断結果については別途開示いたします。）、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、①本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、②第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、上記の決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断は適法である旨の意見がなされています。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による新規発行株式数555,000株（議決権数5,550個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数1,080,000株（当該株式に係る議決権数は10,800個）を合算した株式数は1,635,000株（議決権数16,350個）であり、2023年6月30日現在における当社の発行済株式総数6,544,600株（当該株式に係る議決権数は65,446個）を分母とする希薄化率は24.98%（議決権数に係る希薄化率は24.98%）となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数1,080,000株に対し、当社過去6か月間における1日当たり平均出来高は274,274株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は168,465株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は180,633株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、第6回新株予約権の潜在株式175,000株と合わせても、1日当たりの売却数量は2,561株（過去6か月間における1日当たりの平均出来高の0.93%）となることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本新株予約権の発行による資金調達に当社及び当社の既存株主の皆様にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の皆様への利益にも資するものと考えております。当社といたしましては、本資金調達において発行される本新株式及び本新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るために必要なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行しないように配慮されております。

以上の点を勘案し、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

<本新株式>

(1) 名 称	日本ケミファ株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号	
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 山口 一城	
(4) 事 業 内 容	医療用医薬品・臨床検査薬の製造・販売及び輸出入業 健康・医療関連事業	
(5) 資 本 金	4,304百万円	
(6) 設 立 年 月 日	1950年6月16日	
(7) 発 行 済 株 式 数	4,261,420株	
(8) 決 算 期	3月末	
(9) 従 業 員 数	872(連結 2023年3月末現在)名	
(10) 主 要 取 引 先	アルフレッサ株式会社、株式会社メディセオ	
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、あおぞら銀行、みずほ銀行、きら ぼし銀行	
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	ジャパンソファルシム株式会社	19.55%
	豊島薬品株式会社	6.62%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.18%
	日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)	3.94%
	今村 均	3.44%
	ゼリア新薬工業株式会社	3.32%
	山口 一城	2.95%
	日本ケミファ従業員持株会	2.77%
	BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALLSECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2.24%
	株式会社きらぼし銀行	2.07%
(13) 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社がライセンスを保有する抗がん剤につ いてのライセンス契約を締結
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
純 資 産	18,014 百万円	18,501 百万円	18,534 百万円
総 資 産	47,124 百万円	49,453 百万円	48,571 百万円
1株当たり純資産(円)	5,006.49	5,119.99	5,130.65
売 上 高	31,541 百万円	32,506 百万円	31,559 百万円
営 業 利 益	564 百万円	825 百万円	△241 百万円
経 常 利 益	582 百万円	1,022 百万円	58 百万円
親会社等株主に帰属する当期純利益	495 百万円	700 百万円	339 百万円
1株当たり当期純利益(円)	137.75	194.33	94.07
1株当たり配当金(円)	50	50	50

(注) 上記表は、別途記載のある場合を除き、2023年3月31日現在におけるものです。

<本新株予約権>

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 G. R. スティーブンス AC (G.R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	10,161 百万豪ドル (911,340 百万円) (2023年3月31日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1983年4月26日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 696,603,664 株 (2023年3月31日現在)
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	15,990 人 (2023年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社は当該会社に、2022年12月5日付で行使価額修正条項付第5回新株予約権(潜在株式数950,000株)及び第6回新株予約権(潜在株式数350,000株)並びに第1回無担保社債(私募債)(社債の総額400,000,000円)の発行を行っております。第5回新株予約権は全て行使済みであり、第6回新株予約権は1,750個(潜在株式数175,000株)が行使され、1,750個(潜在株式数175,000株)が残存しております。第1回無担保社債(私募債)は償還済みです。その他、当社と

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当該会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当該会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
	連結純資産	1,187,283百万円	1,515,780百万円	1,825,371百万円
	連結総資産	18,293,297百万円	29,494,618百万円	29,671,515百万円
	1株当たり連結純資産(円)	1,466.28	1,759.74	2,620.39
	連結純収益	590,098百万円	805,975百万円	1,147,225百万円
	連結営業利益	193,859百万円	309,348百万円	485,313百万円
	連結当期利益	141,387百万円	229,206百万円	350,239百万円
	1株当たり連結当期利益(円)	222.88	350.15	510.77
	1株当たり配当金(円)	66.49	0.00	353.94

(注) 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2021年3月期は、2021年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=84.36円、2022年3月期は、2022年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.00円、2023年3月期は、2023年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=89.69円で換算し記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 日本ケミファ

同社は、当社が保有する抗がん剤候補化合物 DFP-14323 及び DFP-17729 のライセンス契約先であります。これらの抗がん剤候補化合物の更なる新薬開発の深耕と長期的な関係強化を目的として、2023年7月下旬に、当社より同社に出資の依頼をするとともに、今後の新薬開発の発展の可能性や医薬品製造販売承認の取得への取り組みを進める検討を開始いたしました。協議の結果、同社から当社の事業及び今後の成長性、社会的存在価値等についての理解のもと、本新株式の割当先として適当であると判断したことから、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

② マッコーリー・バンク・リミテッド

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。その中で、2023年8月頃に、新株予約権割当予定先の斡旋を行うマッコーリーキャピタル証券会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町1番3号、代表者：渡邊 琢二）から新株予約権割当予定先の紹介を受けました。前回の実績を考慮した結果、マッコーリーキャピタル証券会社及び新株予約権割当予定先からの資金調達のストラクチャー・基本条件の提案、その後の面談の過程で設計されたスキームが、当社の資金調達ニーズを満たすものであると判断し、最終的な割当予定先の選定に至りました。また、当社は、割当予定先のこれまでのグローバルな活動実績や保有方針等を総合的に勘案し、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

① 日本ケミファ

当社は、株式割当予定先との間で締結する本新株式に係る買取契約において、本新株式の保有方針について、現時点において、純投資目的以外の目的で、中長期的に保有する意向である旨取り決めております。なお、当社は、株式割当予定先より、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

② マッコーリー・バンク・リミテッド

当社と本新株予約権割当予定先の担当者との協議において、本新株予約権割当予定先の保有方針は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と本新株予約権割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と本新株予約権割当予定先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数（第6回新株予約権が残存する場合は、第6回新株予約権を行使することにより取得される株式数を合算します。）が、本新株予約権の払込日時点（当該払込日時点で第6回新株予約権が残存する場合は、第6回新株予約権に係る払込期日時点をいいます。）における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

- ① 本新株予約権割当予定先が制限超過行使を行わないこと
- ② 本新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと
- ③ 本新株予約権割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ④ 本新株予約権割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること
- ⑤ 当社は本新株予約権割当予定先による制限超過行使を行わせないこと
- ⑥ 当社は、本新株予約権割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と本新株予約権割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 日本ケミファ

当社は、株式割当予定先の2023年3月期有価証券報告書（2023年6月26日提出）における連結貸借対照表により、当社が本新株式の払込みに要する十分な現金及び預金並びにその他の流動資産（現金及び預金：10,529百万円、流動資産合計：33,436百万円）を保有していることを確認した結果、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

② マッコーリー・バンク・リミテッド

当社は、新株予約権割当予定先の2023年度のアニュアルレポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2023年3月31日現在の新株予約権割当予定先単体が現金及び現金同等物 56,563 百万豪ドル（円換算額：5,073,135 百万円）、参照為替レート：89.69 円（株式会社三菱UFJ銀行2023年3月31日時点仲値）であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要な十分な資金

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。なお、2023年4月1日以降、新株予約権割当予定先において、その財務状況に大きな変更がないことを口頭で確認しています。

(5) 株券貸借に関する契約

第5回及び第6回新株予約権の発行時に、新株予約権割当予定先は、当社代表取締役社長である江島清より当社普通株式について借株（貸借株数上限：150,000株）を行っており、本新株予約権の発行に伴って当該借株の貸借期間について本新株予約権の行使期間に応じた変更を行う予定です。新株予約権割当予定先は、新株予約権割当予定先が本新株予約権及び残存する第6回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) ロックアップについて

本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社が新株予約権割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、新株予約権割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない。

但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、④当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。）、及び⑤当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。以下「許容発行事由」という。）を除く。

(7) 割当予定先の実態

① 日本ケミファ

当社は、株式割当予定先である日本ケミファは、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、株式割当予定先が同社のホームページに記載しているコーポレート・ガバナンス報告書（2023年6月21日更新）のうち「IV 内部統制システム等に関する事項」の「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとのかかわりのある企業、団体とはいかなる関係を持たない旨を日本ケミファグループ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底している旨表明しており、同社及びその役員は反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。さらに、当社は、株式割当予定先との間で締結する本新株式に係る買取契約において、株式割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係の有していない旨の表明及び保証を受けておりません。

② マッコリー・バンク・リミテッド

新株予約権割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ピーティワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ビーエイチ・ピーティワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(Financial Conduct Authority) 及び健全性監督機構 (Prudential Regulation Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、新株予約権割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、新株予約権割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は新株予約権割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、新株予約権割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、新株予約権割当予定先、当該新株予約権割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、新株予約権割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、新株予約権割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

(8) 優先交渉権について

本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

本買取契約において、当社は、本契約締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日又は新株予約権割当予定先が本新株予約権の行使を完了した日のいずれか早く到来する日から3ヶ月後までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を、当社が第三者に発行（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含む。）しようとする場合（但し、許容発行事由に基づく発行を除く。）、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、本新株予約権割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうか、又は同等以上の条件を提案する意向があるかを確認するものとする。但し、当社が本新株予約権の全てを取得した場合及び本買取契約が解約された場合を除く。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## 7. 大株主及び持株比率

募集前 (2023年3月31日現在)		募集後	
江島 清	10.71%	マッコーリー・バンク・リミテッド	15.37%
株式会社SBI証券	6.31%	江島 清	8.52%
楽天証券株式会社	4.68%	日本ケミファ株式会社	6.93%
日本証券金融株式会社	4.11%	株式会社SBI証券	5.02%
三洋化成工業株式会社	2.36%	楽天証券株式会社	3.72%
マッコーリー・バンク・リミテッド	2.36%	日本証券金融株式会社	3.27%
野村證券株式会社	1.61%	三洋化成工業株式会社	1.87%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	1.44%	野村證券株式会社	1.28%
飯塚 健蔵	1.33%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	1.15%
福島 正和	1.08%	飯塚 健蔵	1.06%

- (注) 1. 持株比率は2023年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。なお、割当後の持株比率は本新株予約権が全て行使されたと仮定して算出しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 本新株予約権割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、本新株予約権割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのこと。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、本新株予約権割当予定先は、原則として当社発行済株式数の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として本新株予約権割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式数の5%を超える株式を取得することはありません。

## 8. 今後の見通し

当社は、本資金調達当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、これによる2024年3月期の業績に与える影響は軽微であり、現状において、業績予想の変更はありません。なお、別途開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今般の資金調達は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、本新株予約権が全て行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないことから、取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当にかかる企業行動規範上の遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

最近3年間の業績（単体）（単位：千円。特記しているものを除きます。）

決算期	2021年3月	2022年3月	2023年3月
事業収益	300,000	300,000	-
営業損失（△）	△852,231	△961,462	△1,315,810
経常損失（△）	△859,372	△964,064	△1,325,760
当期純損失（△）	△862,585	△967,302	△1,328,788
1株当たり当期純損失（△）（円）	△187.34	△178.58	△234.51
1株当たり配当額（円）	-	-	-
1株当たり純資産額（円）	390.87	227.41	123.91

（1）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,544,600株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	250,000株	3.82%
下限値の行使価額における潜在株式数	-	-
上限値の行使価額における潜在株式数	-	-

（注） 上記潜在株式数は、ストック・オプションとして発行した新株予約権及び第6回新株予約権によるものであります。

（2）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	771円	1,382円	1,275円
高値	2,740円	2,085円	1,510円
安値	688円	1,070円	749円
終値	1,385円	1,280円	1,030円

（注）各株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

② 最近6か月間の状況

	2023年					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	1,161円	910円	895円	972円	973円	900円
高値	1,192円	1,043円	1,024円	1,022円	986円	908円
安値	893円	857円	888円	895円	837円	763円
終値	918円	887円	971円	978円	909円	813円

（注） 1 各株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。  
2 2023年10月の状況につきましては、2023年10月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年10月19日
始値	808円
高値	830円
安値	806円
終値	813円

（3）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資による第4回新株予約権の発行

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

払 込 期 日	2020年12月24日
発行新株予約権数	9,000個
発行価額	総額5,670,000円(新株予約権1個当たり630円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	1,397,370,000円
割 当 先	みずほ証券株式会社
募集時における発行済株式数	4,504,600株
当該募集による潜在株式数	900,000株
現時点における行使状況	900,000株(残新株予約権数0個)
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	988百万円
発行時における当初の資金用途	① 2021年4月～2024年3月までにDFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費(700百万円) ② 2021年4月～2024年3月までにDFP-17729の臨床第1相及び第2相試験の研究開発費(650百万円) ③ 2021年4月～2024年3月までに開発体制・管理体制の強化(人件費)及び特許関連費用等(経費)(47百万円)
変更後の資金用途	① 2021年4月～2024年3月までにDFP-14323の臨床第2相、臨床第3相試験の研究開発費(591百万円) ② 2021年4月～2023年3月までにDFP-17729の臨床第1相及び第2相試験の研究開発費(350百万円) ③ 2021年4月～2022年3月までに開発体制・管理体制の強化(人件費)及び特許関連費用等(経費)(47百万円)
現時点における充当状況	DFP-14323の臨床第2相試験の研究開発費(上記①)として、2021年4月より2023年7月時点で220百万円充当済みであります。DFP-17729の臨床第1相及び第2相試験の研究開発費(上記②)として、2021年4月より2023年7月時点で350百万円全額充当済みであります。また、開発体制・管理体制の強化(人件費)及び特許関連費用等(上記③)は2021年4月より2021年9月にかけて、人件費及び特許関連費用に全額充当済みであります。なお、残りの371百万円については、DFP-14323の臨床第2相試験完了に伴い、臨床第3相試験への準備開始に移行する2023年4月以降より研究開発費(上記①)に充当予定であります。

・第三者割当増資による第5回新株予約権及び第6回新株予約権の発行

払 込 期 日	2022年12月5日
発行新株予約権数	13,000個 第5回新株予約権 9,500個 第6回新株予約権 3,500個
発行価額	総額4,892,000円(第5回新株予約権1個当たり386円、第6回新株予約権1個当たり350円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	1,300,842,000円(差引手取概算額:1,285,842,000円)(注) (内訳)新株予約権発行による調達額:4,892,000円 新株予約権行使による調達額:1,295,950,000円

ご注意:この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	5,419,600株
当該募集による潜在株式数	1,300,000株（新株予約権1個につき100株） 第5回新株予約権 950,000株 第6回新株予約権 350,000株
現時点における行使状況	第5回新株予約権 950,000株 （残新株予約権数0個）  第6回新株予約権 175,000株 （残新株予約権数1,750個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,083百万円
資金使途	① 2022年12月～2024年3月までにDFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費（600百万円） ② 2023年4月～2025年9月までにDFP-14323の臨床第3相試験の研究開発費（600百万円） ③ 2022年12月～2024年3月までに開発体制・管理体制の強化（人件費）及び特許関連費用等（経費）（85百万円）
現時点における充当状況	DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費（上記①）として、2022年12月より2023年7月時点で415百万円充当済みであります。 また、開発体制・管理体制の強化（人件費）及び特許関連費用等（上記③）は2022年12月より2023年7月時点で60百万円充当済みであります。 なお、残りの608百万円については、DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費（上記①）に、DFP-14323の臨床第3相試験へ開始時より研究開発費（上記②）に、また、開発体制・管理体制（人件費）及び特許関連費用等（経費）については、随時、充当予定であります。

・第1回無担保社債（私募債）の発行

社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金10,000,000円
払込期日	2022年12月5日
償還期日	2024年12月4日
利率	年利0.0%（ゼロクーポン）
発行価額	額面100円につき金100円
償還価額	額面100円につき金100円
総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド
資金使途	上記第5回新株予約権及び第6回新株予約権と同じ
現時点における充当状況	上記第5回新株予約権及び第6回新株予約権と同じ
償還状況	第5回新株予約権の行使による払込代金により、2022年12月22日を償還日として、第1回無担保社債（私募債）は償還済みです。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

本新株式の発行により、当社の主要株主に異動が生じる見込みです。具体的には、当社の主要株主である江島清が、主要株主ではなくなる予定です。

### 2. 異動する株主の概要

①氏名	江島清
②住所	徳島県徳島市

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合 江島清

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	6,820 個 (682,000 株)	10.71%	第1位
異動後	6,820 個 (682,000 株)	9.85%	第1位

- (注) 1. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、2023年3月31日現在の総議決権数（63,659個）に、本新株式の第三者割当増資により発行される株式数（555,000株）に係る議決権の数を加えた議決権数（69,209個）を分母としております。

### 4. 異動予定年月日

2023年11月10日

### 5. 今後の見通し

今後の見通しについては、前記「I. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

Delta-Fly Pharma 株式会社  
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

募集株式の種類は普通株式とし、その数は、5億円を下記2項の記載に従って算出される1株当たり払込金額で除した数（100株未満切上げ）の株式数とする。但し、当該株式数が555,000株を上回る場合、募集株式の数は、555,000株とする。

2. 募集株式の払込金額

募集株式の1株当たり払込金額は、本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2023年10月24日から2023年10月26日の間のいずれかの日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前取引日の終値とする。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、当該金額が2023年10月20日（以下「発行決議日」という。）の直前取引日の終値の90%に相当する金額を下回る場合、募集株式の1株当たり払込金額は、発行決議日の直前取引日の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

3. 払込金額の総額

上記第2項の記載に従って算出される1株当たり払込金額に上記第1項記載の株式数を乗じた金額とする。

4. 申込期日

2023年11月10日

5. 払込期日

2023年11月10日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：上記第3項の記載に従って算出される払込金額の総額を2で除した金額（1円未満端数切上げ）とする。

増加する資本準備金の額：上記第3項の記載に従って算出される払込金額の総額から、上記増加する資本金の額を控除した金額とする。

7. 募集及び割当の方法

第三者割当の方法により、すべての新株式を日本ケミファ株式会社に割り当てる。

8. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 築地支店

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## Delta-Fly Pharma 株式会社第7回新株予約権

### 発行要項

#### 1. 本新株予約権の名称

Delta-Fly Pharma 株式会社第7回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

#### 2. 申込期間

2023年11月10日

#### 3. 割当日

2023年11月10日

#### 4. 払込期日

2023年11月10日

#### 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

#### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,080,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

10,800 個

## 8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり 220 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2023 年 10 月 24 日から 2023 年 10 月 26 日の間のいずれかの日（以下「**条件決定日**」という。）において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が同額を上回る場合には、条件決定日にかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 747 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

## 10. 行使価額の修正

(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第 144 条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の 4 取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除く。)をいう。

(2) 行使価額は407円(但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。その場合、第11項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。)(以下「**下限行使価額**」という。)を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & & \text{新発行・処} & & \text{1株当たりの} \\ & & \text{株式数} & + & \text{分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \text{1株当たりの時価} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

#### ②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第6回新株予約権は除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}-1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

② 「1株当たりの配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年11月13日から2025年11月12日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

## 19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 築地支店

## 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

## 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

## 23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。